

○国土交通省告示第八百三十三号

鉄道事業法施行規則（昭和六十二年運輸省令第六号）第七十一条第五号の二口及び第六号口の規定に基づき、特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年八月二十二日

国土交通大臣 中野 洋昌

特定貨物鉄道事業者を定める告示及び特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部を改正する告示（特定貨物鉄道事業者を定める告示の一部改正）

第一条 特定貨物鉄道事業者を定める告示（昭和六十二年運輸省告示第二百三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所
日本貨物鉄道株式会社	東京都港区港南一丁目八番十五号	日本貨物鉄道株式会社	東京都渋谷区千駄ヶ谷五丁目三十三番八号

（特定旅客鉄道事業者を定める告示の一部改正）
第二条 特定旅客鉄道事業者を定める告示（昭和六十二年運輸省告示第二百四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後		改正前	
氏名又は名称	住 所	氏名又は名称	住 所
九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅前三丁目二十五番二十一号	九州旅客鉄道株式会社	福岡県福岡市博多区博多駅中央街一番一号

附 則
この告示は、公布の日から施行する。